

○西中総務課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより会議を始めさせていただきます。

本日は、大滝委員と宮井委員が御欠席となります。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いします。よろしくお願いします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第158回個人情報保護委員会を開催いたします。

本日の議題は1つです。

議題1「改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について(個人関連情報)」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 「改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について(個人関連情報)」、資料1に基づいて御説明申し上げます。

1 ページにおいて、改正法における個人関連情報の第三者提供規制について、記載しております。

2 ポツ目、今回の規制は、個人関連情報取扱事業者が、提供先が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合は、あらかじめ当該個人関連情報に係る本人の同意等が得られていることを確認しないで、当該個人関連情報を提供してはならないというものです。

個人関連情報の提供元における確認の方法、記録の方法等については、委員会規則で定めることとされております。

2 ページにおいて、個人関連情報の第三者提供規制の概要を図式化しております。

3 ページを御覧ください。

検討すべき主な論点について記載しております。

改正法において新たな規律を設けた趣旨は、個人関連情報の提供先である第三者により、本人を識別した上で情報を利用されることによる個人の権利利益の侵害を防止することにあります。

こうした制度趣旨も踏まえ、「①本人から同意取得の態様・方法について」、「②『個人データとして取得することが想定される時』の語義について」、「③個人関連情報における確認記録義務について」検討していく必要がございます。

4 ページにおいて、個人関連情報の提供に関する一般的なフローとの関係で、検討事項を対比的にお示ししております。

5 ページを御覧ください。

「①本人からの同意取得の態様・方法について」記載しております。

基本的な考え方として、改正法の趣旨からすれば、本人関与の機会を実質的に確保できるよう、本人同意の取得の態様・方法を検討する必要があります。

これを踏まえ、緑枠部分に記載のとおり、方向性として、本人に対して必要な情報提供を行い、本人がそれをよく理解した上で、明示の同意を得ることを原則とすることが考え

られます。

なお、同意の取得の具体的な方法については、例示をガイドラインで示すこととし、引き続き検討していくことが必要と考えられます。

6 ページを御覧ください。

「①本人からの同意取得の態様・方法について」、ウェブサイトでの同意取得に当てはめた例を記載しております。

明示の同意の取得例としては、左側に記載のとおり、ウェブサイト上で必要な説明を行った上で、本人に当該ウェブサイト上のボタンのクリックを求める方法が挙げられます。

他方、右側に記載のとおり、プライバシーポリシー等において、個人関連情報の提供につき、利用者側にこれを拒否する選択肢を与えている、すなわち拒否されない限り同意しているものとして扱う場合、これをもって改正法の求める本人の同意を取得したとはいえないこととなります。

7 ページを御覧ください。

「②『個人データとして取得することが想定されるとき』の語義について」、基本的な考え方を記載しております。

「個人データとして取得することが想定されるとき」との文言は、制度改正大綱における「明らかな」を法文で表したものであり、その意味するところは同様と考えております。

8 ページを御覧ください。

「想定される」の語義の方向性について記載しております。

「想定される」かどうかは、まず提供元の認識を基準とすべきと考えられます。他方で、一般人が通常想定できるような場合に、提供元が認識をしていないことを理由に規律が適用されないとすれば、提供先での取扱いを確認していない事業者が規制の適用を免れることになりかねないこととなります。

そこで「想定される」場合に該当するかどうかは、提供元の認識と一般人の認識の双方を基準にして判断するものとし、その具体例については、ガイドラインで示すことが考えられます。点線での囲いの部分に、参考として、具体例のイメージを記載しております。

9 ページを御覧ください。

「個人データとして取得」の語義の方向性について記載しております。

本条における「個人データとして取得」する場合の典型例として、個人関連情報を直接個人データに付加する場合が挙げられます。一方、直接個人データに紐付けて活用しないものの、別途、提供先が保有する個人データとの容易照合性が排除できない場合まで規律を適用するか検討する必要があります。

改正法の趣旨を踏まえると、容易照合性によって個人データになる場合は、提供先が積極的に照合行為を行わない限り本人を識別できないことから、適用対象とする必要はないと考えられます。

そこで、緑枠部分に記載のとおり、本条における「個人データとして取得」は、「提供

先において、個人データに個人関連情報を付加する等、個人データとして積極的に利用しようとする場合に限られる」とすることが考えられます。

なお、提供先事業者が、個人データとして積極的に利用する意図を秘して、本人同意を得ずに個人関連情報を個人データとして取得した場合、「不正取得」に該当し得ることとなります。

10ページを御覧ください。

「③個人関連情報における確認記録義務について」、基本的な考え方を記載しております。

個人関連情報の提供時の確認記録義務の趣旨は、提供元と提供先の双方に義務を負わせることで、全体として個人関連情報が個人データとして取得される過程におけるトレーサビリティを確保し、提供元及び提供先を適切に監督できるようにすることにあります。

個人関連情報の第三者提供規制における確認方法・記録方法等については、同様にトレーサビリティの確保を目的とした個人データの第三者提供規制における確認方法・記録方法を基本にして検討することが考えられます。

その中で、個人関連情報特有の事情、例えば、提供元においては、特定の個人を識別できないといった事情についても考慮する必要があります。

11ページを御覧ください。

提供元における確認方法の方向性について記載しております。

本人同意の確認については、例えば、提供先の第三者から、本人に対し十分な説明を行った上で、本人から同意を取得している旨の申告を受ける方法が考えられます。

また、越境移転に係る情報提供の確認については、例えば、提供先から本人に対する情報提供の方法を説明した書面の差し入れを受ける方法、提供元において、提供先のプライバシーポリシー等を確認し、同意取得に際して越境移転に係る情報提供を行っていることを確認する方法が考えられます。

12ページを御覧ください。

個人関連情報の提供元における記録事項について記載しております。

緑枠部分に記載のとおり、提供元では本人の氏名等は有しないため、ユーザーID等の記録・保存を求めるかが論点となりますが、記録・保存を求めることはかえってリスクを増大させることになり、トレーサビリティも提供先の本人の氏名等の記録で確保されることから、記録の対象とする必要はないと考えられます。

一方で、個人関連情報を提供した年月日については、同一の提供先に対する異なる時点での提供行為を区別できるようにする必要があることから、記録の対象とすべきと考えられます。

そのため、表に記載のとおり、個人関連情報の第三者提供に関しては、提供年月日、第三者の氏名等、本人の氏名等、個人データ（個人関連情報）の項目、本人の同意等について記録をすることが考えられます。

13ページを御覧ください。

個人関連情報の第三者提供に関して、提供元において記録を作成する際のイメージを記載しております。

14ページを御覧ください。

提供元における記録の保存期間の方向性について記載をしております。

個人データを提供する際、受領する際に作成する記録の保存期間については、表に記載されているとおり記録の作成方法の別によるものとし、原則3年とされております。

個人関連情報を提供する際の記録についても、個人データの提供・受領時と同様の期間の保存を求めることが考えられます。

私からの説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 個人関連情報に関する規定を法改正により新たに設けた趣旨は、個人関連情報の提供先である第三者により、本人を識別した上で情報を利用されることによる個人の権利利益の侵害を防止することであり、規定では本人関与が強化されました。

すなわち、改正法第26条の2において、個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときに、あらかじめ当該個人関連情報に係る本人の同意等が得られていることを確認することを個人関連情報取扱事業者に求め、本人関与の機会を確保しています。

この本人からの同意取得は、法改正の趣旨を踏まえれば、本人関与の機会を実質的に確保できるような方法を採用すべきであると思います。

同意取得については、明示の同意を求めることは事業者負担が大きいという意見もありますが、規律を設けた趣旨を踏まえると、本人が提供先における情報の取扱いを認識する機会を与えられ、能動的に同意をすることが重要であり、資料5ページに示された「本人に対して必要な情報提供を行い、本人がそれをよく理解した上で、明示の同意を得ることを原則とすべきではないか」という同意取得の方法の方向性は適切であると思います。

今後、同意取得の具体的な方法を検討する際にも、本人の適切な関与の視点を踏まえることが大切だと思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたかございますか。

加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 本規律につきましては、C o o k i e 規制等といった報道も当初は一部でみられましたが、この規制は単純にC o o k i e を規制することを意図したものではなく、個人関連情報を「特定の個人を識別した上」で利用する際には、適切な本人関与を求めるものであります。

事業者に対しても、このような制度の趣旨や考え方が十分に伝わるよう、周知・広報を行っていくべきではないかと考えております。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたかございますか。

藤原委員、どうぞ。

○藤原委員 資料3ページに示された検討すべき主な論点②について、制度改正大綱の「個人データになることが明らかな情報」という表現が、改正法において「個人データとして取得することが想定される」となりましたが、どのような場合かという点、資料9ページに示されたように、「個人データとして積極的に利用しようとする場合に限られる」と表現されたわけです。

おおむね、このとおりであると思いますが、表現について、「積極的に利用する場合」という主観的要件が重要であると理解していますが、何をもって積極的な利用とするのか、微妙な判断を必要とすると思います。

最終的に制度の趣旨・目的を踏まえてガイドラインでどのような表現とするかについては、引き続き検討してもよいのではないかと思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたかございますか。

ただいま、3人の委員からそれぞれ御意見を頂戴しました。今回、「改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について」の4つ目でございますが、本日の議論を踏まえ、引き続き検討を進めてまいりたいと思います。

本日の議題は以上でございます。本日の会議の資料については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

それでは、そのように取り扱います。

本日の会議はこれで閉会といたします。